

プラザだより

2026年2月号



人権プラザ神前
寺方児童集会所
TEL 326-0840

じんけんさんぽう そん 人権三法をご存じですか？

2016年、「人権三法」とよばれる差別を解消するための3つの法律が施行されました。その3つの法律とは、「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」「部落差別解消推進法」です。

今年2026年は人権三法が施行されてから10年となります。

○「ヘイトスピーチ解消法」とは、特定の民族や国籍の人々への不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）は許されないと宣言し、その解消を目的としています。

○「障害者差別解消法」とは、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」を禁止しています。

○「部落差別解消推進法」とは、歴史的背景から存在する部落差別（同和問題）は許されないとの認識のもと、その解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指します。

こうえんかい かいさい 講演会を開催しました

1月10日に、講演会を開催しました。「部落問題を通して考える日常の中の差別」をテーマに、BURAKU HERITAGEの上川多実さんに講演いただきました。参加された方からは、「マジョリティ側の特権は、ついつい見逃しがちである。あたり前のこともあたり前でないことにも気づくことができた」「社会を変える自分として、どう生きたいかを考えさせられた」などの感想がありました。「差別は社会構造の問題であること」「人権はどこかの誰かの話ではなく、一人一人にあるもの」などについて、学び、考える機会になりました。



しけんみんぜい しんこく はじ 市県民税の申告が始まります

しけんみんぜい しんこくきげん がつ にち げつ しんこくかいじょう こんざつかんわ つぎ
市県民税の申告期限は3月16日(月)です。申告会場での混雑緩和のため、次
の点にご協力ください。

- れいわ ねんどぶん しけんみんぜい でんし しんこく かのう でんししんこく
① 令和8年度分から市県民税も電子での申告が可能となりました。電子申告もしくは
しみんぜい けんみんせいしんこくしょ ひつようしょるい ゆうそう しやくしょ しみんぜいか ていしゅつ
市民税・県民税申告書・必要書類を郵送などで市役所(市民税課)へ提出してく
ださい。電子申告の方法は右の二次元コードよりご確認いただけます。
- しょとくせい かくていしんこくしょ ぜいむしょ ていしゅつ
② 所得税の確定申告書は税務署へ提出してください。



かんざき ちく しんこくかいじょう 神前地区の申告会場

① 寺方児童集会所 ホール

にちじ がつ にち もく
日時: 2月26日(木) 9:30~14:30

② 神前地区市民センター

にちじ がつ にち もく
日時: 2月17日(火) 9:30~14:30

じょうき かいじょう しけんみんぜい しんこく しょとくせい かんたん かくていしんこく う つ しん
上記の会場では、市県民税の申告と所得税の簡単な確定申告を受け付けます。申
告会場の混雑緩和のため、申告時の医療費控除の明細書や収支内訳書の作成はでき
ません。事前に作成して申告会場へお越しください。



【上記の申告会場ではお受けできない確定申告例】

えいぎょう のうぎょう ふどうさんしょとく しゅうしおうちわけしょ とち かぶ う
営業・農業・不動産所得があり収支内訳書ができていない、土地や株を売っ
た、令和7年中に居住し始めた分の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)
しんこく あおいろしんこく そんしつしんこく くりこしそんしつ しんこく かねんど れいわ ねん
を申告する、青色申告・損失申告をする、繰越損失の申告をする、過年度(令和6年
ぶんいぜん しんこく
分以前)の申告をするなど

じょうき ぱあい よっかいちぜいむしょ かい う もり ちょうめ
上記のような場合は、四日市税務署が、ユマニテクプラザ3階(鶴の森1丁目
4-28)において、2月16日(月)~3月16日(月)の平日9:00~

かいせつ かくていしんこくかいじょう りょう かくていしんこくかいじょう
17:00に開設する確定申告会場をご利用ください。なお、確定申告会場への
にゅうじょう にゅうじょうせいいりけん ひつよう

入場には「入場整理券」が必要です。

かくていしんこく かん と あ よっかいちぜいむしょ
確定申告に関するお問い合わせは四日市税務署(TEL 352-3141)へ、
しけんみんぜい かん と あ よっかいちしやくしょ しみんぜいか
市県民税に関するお問い合わせは四日市市役所の市民税課(TEL 354-8132)
ねが
へお願いします。